

議案第84号

白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例の一部改正について

白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

白山平泉寺観光振興拠点の開館時間並びに駐車場使用料の徴収期間及び時間を改定したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例(平成 30 年勝山市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(開館時間)</p> <p>第4条 観光振興拠点の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) と之蔵 <u>午前9時から午後3時まで</u></p> <p>(3) 精進坂前誘客施設 <u>午前9時から午後3時まで</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 駐車場の使用料は、3月21日から11月30日までの期間において、午前9時から午後3時の間に使用する場合に納付しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(管理の代行)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつて</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第4条 観光振興拠点の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) と之蔵 <u>午前10時から午後4時まで</u></p> <p>(3) 精進坂前誘客施設 <u>午前10時から午後4時まで</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(管理の代行)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつて</p>

は、第9条第1項から**第4項**までに定める使用料は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者は、第6条に掲げる事業及び次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第9条**第5項**に規定する使用料を徴収すること。

(6)・(7) (略)

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第7条及び第9条第1項から**第4項**まで並びに第10条から第14条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項から**第4項**まで、第10条及び第11条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。

は、第9条第1項から**第3項**までに定める使用料は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者は、第6条に掲げる事業及び次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第9条**第4項**に規定する使用料を徴収すること。

(6)・(7) (略)

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第7条及び第9条第1項から**第3項**まで並びに第10条から第14条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項から**第3項**まで、第10条及び第11条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。